

第二章 細川小倉藩の成立と勝山

第一節 細川小倉藩の成立

細川氏 慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦後、豊前の**小倉入封** 毛利勝信が除封となり、筑前に転封となった黒田氏領分とともに、細川忠興に当該地域が与えられ、同年十二月、丹波国（本拠宮津）から黒田氏本拠中津城に入部した。その内訳について忠興は「我々事豊前一国、豊後にて拾壹万石拝領せしめ候」（慶長五年十一月二十八日付細川忠興書状、『大日本近世史料 細川家史料二』。以下『細川家史料二』のように略す）と記しているが、徳川家康の「御書出」^{おんかきだし}や具体的な村付を示した明細はなかった（寛永九年十一月二十日三斎書状、『細川家史料四』）。したがって、慶長五年の細川氏領成立時に京都郡に属する現勝山町域がそれに含まれていたかを確実な史料で検証することはできないが、「豊前一国」を与えられたとされ、元和三年（一六一七）に徳川秀忠が全国大名に下賜した領地判物でも、細川氏は「豊前国一円並豊後国の内国東郡・速見郡の内、所々都合三拾万石 目録在別紙事」（『忠興公家譜』巻九）と領地高を定められた際「豊前国一円」とあることより確実といえ

る。なお慶長五年拝領時の豊後一・一万石は、松井康之宛行の杵築（木付、国東郡）領や木下延俊宛行の速見郡領などを含むが、これらをあわせた慶長五年段階での拝領石高については「忠興君豊前一国と豊後の内速見国東両郡を添、三十四万石余御拝領」（『藩譜探要』四、『豊前叢書』第三巻）あるいは「忠興君豊前一国と豊後之内国東郡を添三十万石御拝領」（『藩譜便覧』角）『同上』第三巻）などと記す記録もあり、必ずしも明確ではないようである。忠興は翌慶長六年に領内検地を実施し、内検高三九万九〇〇石余を算出したが、うち九万石余は無役で、三〇万石の軍役高という（『綿考輯録』第二巻、三九〇頁）。慶長七年には普請が終わった毛利勝信旧城の小倉城に入り、中津城は三男忠利に与えられた。

近世初期大名はしばしば有力家臣による支城駐屯制をとったが細川氏も例外ではなく、豊前地域では藩主居城となった小倉のほか中津・宇佐郡龍王（忠興弟幸隆在城、慶長十二年長岡主膳などを経てのち長岡重政預け）・田川郡岩石（長岡忠直、のち的場甚右衛門・



写真5—7 細川忠興

市野熊之助在藩）・下毛郡一戸（忠興従兄弟荒川輝宗在城）・田川郡香春（忠興弟長岡孝之在城）・企救郡門司（長岡延元在城）、また豊後地域では国東郡高田（譜代重臣長岡立行在城）・速見郡木付（杵築・筆頭重臣松井康之在城）におかれた（『藩譜採要』四）。

これらは細川氏近縁者や重臣に預けられたが、藩主居城小倉を含め地理的には細川小倉藩領の周縁部にあたり、豊前国内で築城・上毛両郡とともに設置をみない京都郡はこれら支城市群の内縁部にあたる。これら支城が持った機能については、対外的軍事面からの配慮というよりも領国内支配の確立・強化、具体的には走り百姓の防止などをめざすものという見解がある（『北九州市史』近世）。そのような観点から見た場合、京都郡も中津や香春・岩石の各支城の影響下にあったと見ることもできよう。なお元和元年（一六一五）に幕府は諸大名へ一国一城令を出し居城以外の端城破却を命じたが、細川氏は本拠小倉のほか中津の存続が認められ、同六年忠興が隠居して中津へ移り家督相続した忠利が小倉城に入っている。

家臣団と 慶長七年（一六〇二）十二月、領内の郡奉行が**郡方組織** 決められ、京都（都）郡は上毛郡とともに長岡肥後守（宗信）とされた（『綿考輯録』第二卷、四二二頁）。この人物は田川郡岩石城預かりの人持衆（陪臣を抱えるような大身）である。

このとき郡奉行が「郡内に外聞且ハしまり方かた／＼に人

柄能者を見立」て、「郡中の委細をききたて聞届け」るため、「在中に銘々家来をか、へ置」くことがなされ（同上、四二二頁）、支城主クラスが就いた。ただ長岡が京都郡と上毛郡、また松井康之（年寄衆）も仲津郡と仲津郡木付（杵築）廻というように、比較的遠距離の郡奉行兼職となっており、いささか形式的役職の性格があつたとみられる。ちなみにこのほかの郡奉行は、規矩・田川二郡兼職で魚住市正・中嶋左近、下毛郡が加々山隼人（興良）、宇佐郡が長岡武藏守（立行）、国東・速見二郡兼職で魚住加賀守・杉生左兵衛の二名、という具合である（同上）。しかし、農政を主業務とする郡奉行の職制が考慮されたためか、郡奉行は支城主クラスの比較的上層の家臣から、漸次、中層家臣が就任するようになった。実務型の家臣就任ということであろう。

そもそも細川氏家臣は二代忠利時代元和元年の「豊前小倉御侍帳」（『熊本県史料』近世篇第二）によれば、知行取六五七人、切米取五四〇人、扶持米取八五人の計一二八二人である。このうち知行取の石高は二九万七九六石であるが、そのなかで一〇〇〇石取以上は二八人（四・二％）に過ぎず、二〇〇石取が一五五人（二三・六％）、一五〇石取一二三人（一八・七％）、一〇〇石取一〇五人（一六％）の三階層で五八・三％を占める。このほか隠居していた中津の細川忠興家臣一三七人、四万二〇七五石があつた。

元和元年では郡方機構の中核を担う郡奉行の多くはこれらの石高階層（一〇〇～二〇〇石）で資格は留守居・馬廻組で占められていた。京都・仲津二郡及び築城・下毛二郡が組み合わされて二人奉行であるが、規矩・田川・下毛・宇佐・国見の各郡は単独で二人奉行、また速見郡は一人奉行である（前掲「豊前小倉御侍帳」）。勝山町域が所在する京都・仲津郡奉行は切米二〇〇石の松本彦之進及び一五〇石の蓑田甚之允とともに留守居組所屬である。

ところで寛永五年（一六二八）段階の郡方関係の役職を元和十年の役職と対応しながら並べれば次のようである（『豊津町史』上巻七七四頁第8表参照）。なおカッコ内が元和十年の対応役職である。

惣奉行（同）・町奉行（同）・郡奉行（同）・代官（同）

塩代官・郡横目山奉行（拾郡之横目・拾郡之山奉行）

漆奉行（漆・漆奉行）・油蠟燭奉行（同）・炭薪奉行（同）

材木奉行（同）・古木竹葭縄葛奉行（同）・杣奉行（同）

浦奉行（同）・金山奉行（同）・蘭田奉行

拾郡之横目と拾郡之山奉行の統合、漆・漆奉行の名称変更、塩代官・蘭田奉行の新設など多少の展開は見られるが、すでに元和十年ごろまでには郡方組織がかなり整備されていたことが分かり、これらの組織は惣奉行が統括した。なお「仲津郡竹切奉行」が「日用」（日庸）者を過怠として召し使う（「日帳」寛永

四年二月十七日条『福岡県史 近世史料編』細川小倉藩（二）二九四頁。以下『県史史料』細川（二）のように略す）との記事があり、在地に対する権限行使可能な郡方役職が上記以外にも、「検地奉行」（「日帳」寛永七年十二月三日条『県史史料』細川（三）六二頁）、「下毛郡麦代官」（「日帳」寛永五年九月朔日条、『県史史料』細川（二）七一頁）など想定できる。

更に、漆・油蠟燭・炭薪の各奉行については領内生産に対する責任者か、買い付け担当責任者か判然としないが、寛永五年に新たに見える蘭田奉行については、この時期蘭草生産が行われていたことを示すものである。ちなみに菜種・蠟燭は近世中期には栽培されている（『国作手永大庄屋日記』寛永十一年九月一日条。同史料は行橋市歴史資料館蔵。なお『豊津藩 歴史と風土』において翻刻中）。

郡単位の代官

上記一覽や竹切奉行・麦奉行の事例からも推断できようが、この時期の郡方役職は郡単位が一つ基本のようで、代官についても寛永元年「江良半右衛門・岡嶋二兵衛事、□築（築城カ）・都（京都）・上毛御代官被仰付候間、明日よりも早々御代官所へ参候へと、被申候事」（「日帳」寛永元年八月十一日条、『県史史料』細川（二）一一頁）との記事によれば、築城・京都・上毛三郡の代官に江良・岡嶋の二名が任命されている。なお岡嶋二兵衛は寛永七年（一六三〇）十二月に牧五介・清成作介・小田村與三右衛門とともに規

矩郡の代官だったことが分かり（『日帳』寛永七年十二月十一日条、『県史史料』細川（三）六九頁）、家臣が郡単位に設置の代官職を兼任、転任していたこと、また郡単位に複数の代官が任命されていたことがうかがえる。更にこの代官には「番」として数名の組付家臣が従ったようで、例えば寛永七年の田川郡代官松岡七左衛門には、黒部吉兵衛組家臣二名、井門重元組家臣三名の計五名が付けられている（『日帳』寛永七年十月二十八日条、『県史史料』細川（三）五八頁）。

手永・惣庄 各郡には十数か村を単位とする行政区画が設定

屋制の成立 され手永と呼ばれた。手永は本来は郷と呼ばれていた地域呼称で、細川氏が入封以後、このような名称を与えたとされる（『企救郡誌』上巻）。その統括者は惣庄屋（のち大庄屋）、各手永には藩から手代が派遣された。各村には庄屋がおかれた。なお手永・惣庄屋の名称は、慶長八年（一六〇三）に「松原作右衛門、麻生惣庄屋役御免にて蟄居仰せ渡され、跡は禪源寺手永に成る」（『四日市村年代記』）、また同内容の記事が「松原の作右衛門休役蟄居、惣庄屋麻生禪源寺手永に成る」（『禪源寺年代記』）とあり、細川氏入封の早い時期より、手永・惣庄屋制度が一部採用されていたことがうかがえる。もともと惣庄屋は細川氏入国以前にすでに豊後国の一部でみられたといい、また、慶長十六年の『小倉藩人畜改帳』（『大日本近世史料』）には、豊後国湯布院・横灘と木付（杵築）廻の松井康

之の預かり地の幕府領、松井康之の知行地、蔵入地、萩原兼従（細川忠興の甥）の知行地に「捌（さばき）」が見られる。この捌は郷に相当するものであろうが、郡方支配機構未確立の時期の在方支配の単位とされ、捌が手永に名称を変えるのは慶長末期から元和初期との見方もあり（『豊津町史』上巻一〇〇八―九頁）、手永・惣庄屋制度が細川領内に定着し出すのがこの時期とみられよう。ただ後述のように元和段階でも惣庄屋がいなかったようである、手永・惣庄屋制の確立までには少し時間がかかったようである。

第二節 細川期の農村状況

検地の方針

大名にとって領内の耕作地の状況や生産性の掌握は経済基盤の確立の上で重要なことである。

そのための土地政策の基本が検地といわれるもので、農民の保有する田畑・屋敷地の面積・石高を調査し、村高・村境を決定するいわば土地調査のことである。俗に竿入、竿打、縄入、縄打などともいった。土地調査にあたるものは律令制下の田籍・出図、荘園制下の検注や内検、鎌倉幕府の大田文（おおたぶみ）など古代から存在したが、戦国末期に大名支配の一円化が進行し、大名独自の検地が行われるようになった。その際、しばしば検地方針が示され、近世初期大名の領内基盤を作ることにな